

飛驒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年11月26日

飛驒市代表監査委員 島田 哲吉

# 令和2年度定期監査報告書

## 第1 監査の期間

令和2年11月12日、13日 2日間

## 第2 監査の目的

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

## 第3 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

なお、今年度は、次の事項を重点に監査を行なった。

- (1) 地域振興費の執行状況について
- (2) 消防署・神岡給食センターの執行状況及び備品台帳の整備及び管理状況について
- (3) 施設の設備・管理状況について

## 第4 監査の対象

上記(1) 地域振興費の執行状況 河合振興事務所、宮川振興事務所、神岡振興事務所

上記(2) 対象消防署 消防本部、古川消防署、神岡消防署、北分署

上記(3) 対象 消防本部、古川消防署、神岡消防署、北分署、  
神岡給食センター

## 第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 地域振興費の執行状況について

令和2年11月1日現在での執行状況は次のとおりである。

(単位：円)

	予算額	支出済額	執行率	備考
神岡振興事務所	310,116,000	189,195,930	61.0%	
河合振興事務所	101,389,000	56,201,917	55.5%	
宮川振興事務所	98,244,000	58,034,322	59.1%	
合計	509,749,000	303,432,169	59.5%	

市民生活に欠くことのできない地域の振興、安全安心な地域づくりに関連する公共施設の改良整備や補修対策などを、地域からの要望に対して迅速な対応をもって地域の利便性を図ることを目的としてきめ細かく取り組まれている。

昨年度（11月1日現在）58.3%であった3つの振興事務所の合計執行率は、今年度59.5%であった。新型コロナウイルス感染症の状況下での事業実施や、冬期における工事遅延等が不安であるため、事業計画を精査し執行されたい。

今後も地域の要望にできるだけ応えられるよう努力されるとともに、地域に密着した振興事務所の機能を十分発揮され、地域住民が安心安全に暮らせる町づくり、かつ元気を維持できる町づくりに取り組まれたい。

窓口手数料等の管理については、適切に管理がされていた。今後も2名以上での現金確認や集計表のチェック等、現金等の管理には十分注意して取扱いされたい。

(2) 各消防署、神岡給食センターの執行状況及び備品台帳の整備及び管理状況について

備品台帳については、概ね適正に管理されていた。添付された備品シールと台帳との確認を今後も定期的に確認されたい。

消防・救急車両等についての点検は毎日行われており、安全に対するの注意は今後も継続して取り組まれたい。

(3) 施設の設備・管理状況について

各消防署、神岡給食センターの施設の設備・管理状況については、整理整頓・衛生管理に心がけ管理されていた。今後も安全安心に心がけ、点検・整備に取り組まれたい。